

府食第25号
令和6年1月25日

農林水産大臣
坂本 哲志 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和6年1月17日付け5消安第5446号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1第1項（5）飼料一般の表示の基準の改正については、下記の理由から食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

記

1. 省令別表第1第1項（5）飼料一般の表示の基準の（注）1に掲げる指定名称以外に表示に用いることができる名称を定めた表を省令から削除し、別途通知で定めるよう改正することについては、飼料添加物の指定や成分規格そのものに関係しない規定の整備に伴う改正であり、食品健康影響評価の実施が必要な規格基準の改正には当たらないと考えられる。
2. 省令別表第1第1項（5）飼料一般の表示の基準の（注）2の2）に定める、飼料中に含まれるプロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）の含有量の表示について、当該成分が飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合限り、当該含有量の表示を行うよう改正することは、プロピオン酸等の含有量が最終製品となる飼料に表示がなされない場合でも、現行のプロピオン酸等のリスク管理措置に変更はなく、人の健康に影響を及ぼすことはないと考えられる。